

「リ・スキリング」での活用への期待 ー特定一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度の紹介ー

ポイント

- 2023年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」をみると、働く個人、いわゆるビジネスパーソンには、自律的・自発的なリ・スキリング（学び直し）が期待されている。
- 速やかな再就職や早期のキャリア形成に資する教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給する「特定一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度」は、今後ますます、活用が期待されよう。そこで本稿では、本給付金制度に焦点をあてて、その手続きを紹介する。
- 人的資本経営の実践に向けて、社員が自律・自立、自発性、主体性を持って「リ・スキリング」に取り組む上で、有益なキャリア・コンサルティングを気軽に受けられる態勢づくりは重要だろう。

1. ビジネスパーソンに求められる「リ・スキリング」

2023年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（以下、「新しい資本主義実行計画」という。）では、構造的に賃金が上昇していく仕組みづくりのために三位一体の労働市場改革を進めることが明記され、その一つとして、「リ・スキリングによる能力向上支援」が挙げられている。また、企業に対しては、働く個人へのリ・スキリング支援強化を図ることの重要性についても明記されている。

このように、働く個人、いわゆるビジネスパーソンには、自律的・自発的なリ・スキリング（学び直し）が期待されているといえよう。

こうした中、速やかな再就職や早期のキャリア形成に資する教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給する「特定一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度」は、今後ますます、活用が期待されよう。そこで本稿では、本給付金制度に焦点をあてて、その手続きを紹介する。なお、教育訓練給付金制度には、このほかに、一般教育訓練¹ならびに専門実践教育訓練²に関するものもある。

¹ 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的とする雇用保険の給付制度

² 専門実践教育訓練として厚生労働省の指定を受け、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の対象となる講座等を受講・修了した場合に、その教育訓練経費の一定割合額が支払われる給付制度

2. 特定一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度の概要

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークが公表する「特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」に関する支給申請手続きのご案内」によると³、制度概要のアウトラインは、以下のとおりである。例えば、DX（デジタルトランスフォーメーション）の流れの中で一部の金融機関で資格取得が推奨されているITパスポートの取得を目指す講座等は対象となっているケースがあるため、受講前に、受講したい講座等が本制度の対象かどうかを確認することをお勧めしたい。

支給対象者	次の①または②のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練を修了した者 ① 雇用保険の被保険者 ② 雇用保険の被保険者であった者
支給額	修了した場合、支払った教育訓練経費（入学料および受講料の合計）の40%相当額（上限20万円）
対象講座	① 業務独占資格、名称独占資格もしくは必置資格に関する養成課程またはこれらの資格取得を訓練目標とする課程など ② 情報通信技術に関する資格のうちITスキル標準レベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 新たなITパスポート資格合格目標講座 ④ 短期間のキャリア形成促進プログラムおよび職業実践力育成プログラム

3. 特定一般教育訓練に関する教育訓練給付金の支給申請手続き

支給申請手続きの大きな特徴は、受講開始日の1か月前までに「訓練前キャリア・コンサルティング」を受けることである⁴。これは、ハローワークの専用窓口で行われ、キャリアコンサルタントが、受講を予定している教育訓練を受けることが適切かどうかをアドバイスするものである。具体的には、在職者であれば「様式1-1 キャリア・プランシート」、「様式2 職務経歴シート」、「様式3-1 職業能力証明（免許・資格）シート」、「様式3-2 職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート」に基づき、これらの書き方のアドバイスとともに、60分～80分ほど、受講者本人のキャリアの棚卸、自己理解、職務理解ができていくかどうかの確認が行われる。したがって、キャリア・コンサルティングを受ける前までに、ジョブ・カード制度総合サイト⁵からそれぞれの必要な様式をダウンロードして記入をしておく等、事前準備しておくことをお勧めしたい。さらに、記入にあたって、自らの職務履歴、取得した資格等をはじめ、自己をあらかじめ振り返っておくこともお勧めしたい。

訓練前キャリア・コンサルティングを受けると、キャリアコンサルタントが「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」にコメントを記入し、この記入後の書面が、受講前の提出書類の一つである「ジョブ・カード」⁶となる。このジョブ・カードを受領後、ハローワークの給付申請窓口で、以下の書類を揃えて提出すれば、受講前の手続きは、「教育訓

³ 詳細は、ハローワークインターネットサービスホームページ(https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)を参照

⁴ キャリアコンサルタントとの面談を申し込むにあたって、管轄のハローワークに電話で問い合わせることになるが、電話がつながりにくいことに留意

⁵ 詳細は、<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>を参照

⁶ 名称はカードであるが、カード形式のものではない。

練給付金（特定一般教育訓練）受給資格確認通知書」（以下、「通知書」という。）を受領して完了となる⁷。

教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金 受給資格確認票	ハローワークの給付申請窓口で配布
ジョブ・カード	訓練前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの
本人・住所確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）等
マイナンバー確認書類	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票（写し）
身元（実在）確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、官公署が発行する身分証明書・資格証明書（写真付き）等
払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード	給付金の振込口座の確認

なお、実際の支給は対象講座等の修了後であり、申請書類として、指定教育訓練実施者（いわゆる教育機関等）から配布もしくは発行される教育訓練給付金支給申請書、教育訓練修了証明書、教育訓練経費に関する領収書等⁸とともに、受講前にハローワークから受領した通知書が必要となる。したがって、受講修了まで、この通知書をなくさないよう保管することには留意したい。

4. 活用への期待が高まるキャリア・コンサルティング

社会的要請としてリ・スキリングが求められる一方、小林（2023）は、「日本人は、学ぶ意欲があるのに何かの障害があるわけでもなく、「学ばないぞ」と主体的に選んでいるわけでもなく、「なんとなく」学んでいない。」と指摘し、「世界で最も学ばない日本人」と表記した上で、リ・スキリングを巡る議論に一石を投じている。「人的資本経営元年」と位置付けられた2022年から、人的資本経営の中で、社員には自律・自立、自発性、主体性が求められている。企業側も社員に対してリ・スキリングを促すきっかけを与えることは大切であるが、社員側にもそれに応える姿勢が強く求められているといえよう。

また、「新しい資本主義実行計画」では、求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の共有化の中で、ハローワーク、キャリアコンサルタントの機能、役割の強化が明記されている。本稿で紹介した特定一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度では、受講前にキャリア・コンサルティングを受けることが義務付けられているが、こうした有益なキャリア・コンサルティングを気軽に受けられる態勢づくりは重要だろう。そのために、キャリア・コンサルティングの申込み手続きの円滑化（窓口の拡充）、相談時間に融通を利かせるためのキャリアコンサルタントの配置の拡充、リアルだけではなくオンラインでも受けられる等といった仕組み上の工夫は、今後の課題といえるのではないだろうか。

以上

⁷ 申請にあたって、マイナンバーカードを持参すると円滑である。

⁸ そのほか、受講前に提出書類と同様、本人・住所確認書類、マイナンバー確認書類も必要となる。

<参考文献>

- ・ 内閣官房(2023年6月16日)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」
- ・ 小林祐児 パーソル総合研究所(2023年)『リスクリングは経営課題 日本企業の「学びとキャリア」考』
光文社新書

本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断をお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。